



矯 | 正 | 医 | 療

矯正医療とは、犯罪や非行によって刑務所や少年院などの矯正施設に収容している被収容者に対する保健衛生及び医療の提供を総称するものです。

法務省 矯正局



CONTENTS

- 矯正局からのごあいさつ 01
- 矯正施設の医療体制 02
- 全国の矯正施設 03
- 矯正医療の理念 04
- 矯正施設の患者の動向 05
- 医療上の移送・共助の仕組み 05
- 矯正医療を支えるスタッフたち 06
- 矯正施設で行われている医療 08
- 矯正医療 Q & A 10

矯正局からのごあいさつ

一般社会における個々人の衛生管理や健康の保持は、その個人の責任で行われており、医療機関等における診療についても、原則的に私的な治療契約に基づいてなされることになります。

しかし、刑務所や少年院などの矯正施設に収容している被収容者は、法律により行動の自由を制限され、施設内での生活の全般にわたって社会一般とは異なる様々な規制を受けることになりますから、自己の健康管理や疾病の治療を自身の力だけで成し遂げるのは困難であり、強制的に身柄を収容する矯正施設は、被収容者の健康管理及び衛生管理の責任を負うことになります。

他方、矯正医療に係る費用は、原則として全て国庫負担となりますので、我々は、限られた予算の範囲の中で、費用対効果と人権上の配慮を両立させながら、社会一般の医療の水準に照らし適切な医療上の措置を講じることに努めています。

矯正医療の重要性について、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

法務省矯正局矯正医療管理官

矯正施設の医療体制

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称です。

矯正施設では、犯罪や非行を犯した者を収容し、改善更生のための処遇等を行っていますが、これらの者に対する医療を行うため、「病院」や「診療所」の機能を併せて有しています。

全国の矯正施設

■ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して、「刑事施設」と呼んでいます。このうち、刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

刑事施設の数は、2023年4月現在、刑務所59、少年刑務所7、拘置所8、刑務支所8、拘置支所94の合計176です。

これら刑事施設の本所及び一部の支所には、医務部（医療部）や医務課などが設置され、病院又は診療所が開設されています。



■ 少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設です。

少年院の数は、2023年4月現在、本院が38、分院が6の合計44です。

少年院にも医務課が設置され、診療所等が開設されています。



■ 少年鑑別所

少年鑑別所は、(1) 家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設です。

少年鑑別所の数は、2023年4月現在、本所44、分所8の合計52です。

規模の大きな少年鑑別所にも、医務課が設置されています。



■ 婦人補導院

婦人補導院は、売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的とする施設です。

全国の矯正施設（本所・本院）



札幌矯正管区

北海道 9施設

仙台矯正管区

青森県 2施設	山形県 1施設
宮城県 3施設	福島県 2施設
秋田県 2施設	岩手県 2施設

名古屋矯正管区

富山県 1施設	岐阜県 3施設
石川県 3施設	愛知県 7施設
福井県 1施設	三重県 3施設

広島矯正管区

鳥取県 1施設	広島県 4施設
島根県 3施設	山口県 4施設
岡山県 3施設	

高松矯正管区

徳島県 2施設	愛媛県 3施設
香川県 4施設	高知県 2施設

東京矯正管区

茨城県 4施設	新潟県 3施設
栃木県 4施設	山梨県 2施設
群馬県 4施設	長野県 4施設
千葉県 5施設	静岡県 3施設
東京都 10施設	埼玉県 2施設
神奈川県 3施設	

福岡矯正管区

福岡県 6施設	大分県 4施設
佐賀県 3施設	宮崎県 2施設
長崎県 2施設	鹿児島県 2施設
熊本県 3施設	沖縄県 3施設

大阪矯正管区

滋賀県 1施設	兵庫県 7施設
京都府 4施設	和歌山県 2施設
大阪府 7施設	奈良県 2施設



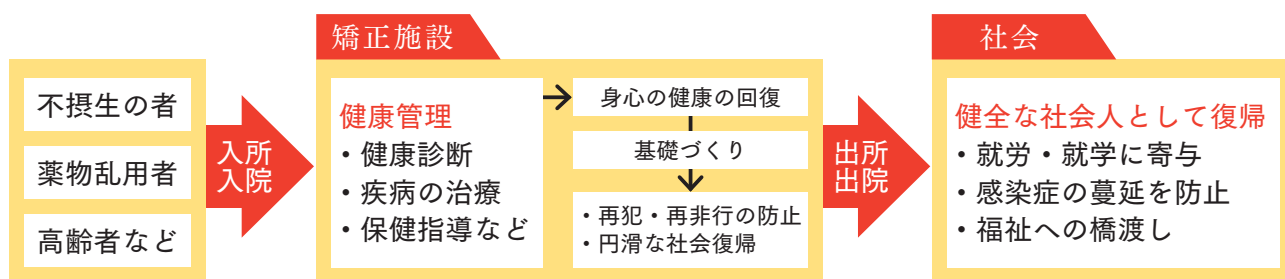
矯正医療の理念

被収容者を改善更生させるための基盤を構築すること

再犯・再非行防止のための各種教育や改善指導の実施、職業訓練は、被収容者の適切な健康管理がなされてこそ成し遂げられるものです。また、健康の保持・回復は、被収容者の円滑な社会復帰を可能にします。

公衆衛生上の責任と役割を果たすこと

被収容者には、結核やC型肝炎ウイルス（HCV）等の感染症に罹患している者が少なくありません。したがって、矯正施設収容中にこれらの患者を適切に治療することで、施設内の安全・衛生を確保し、その者の社会復帰後、二次感染を予防するといった、一般社会の国民生活にも直結した使命を有しています。

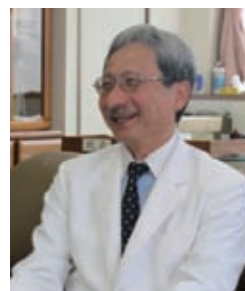


矯正医療の現場

矯正医療とは司法手続によって犯罪者や非行少年を強制的に収容している矯正施設の中で行われる医療です。医療の対象が犯罪者や非行少年であり、拘禁状況に置かれていることから、医療行為に付随する様々な問題が時々刻々と発生する特殊な医療現場ですが、平和で安全な社会を維持するためには必要不可欠であり、“緑下の力持ち”的な役割を担っています。

犯罪者や非行少年を社会復帰させるために、心身の健康はなくてはならぬものであり、矯正医療は、病気の予防・診断・治療にとどまらず、司法、心理、教育、福祉にまたがる幅広い知識に基づいた全人的な働き掛けが必要とされます。また被収容者が訴える問題が医療の対象であるか否かを詐病も含め総合的に診断する技能が要求されるだけでなく、様々な制約のある中で需要と供給のバランスを配慮し、治療的優先順位（トリアージ）を決定しなければなりません。このような状況で「必要にして過剰にならない医療」を実践するためには公平性・中立性・一貫性の3原則に基づいた観点も重要です。

矯正医療の現場には、司法、医療、福祉、教育、心理など多分野との連携の下、創意工夫を要するチャレンジングな課題が山積しています。人々の安全を守る最後の砦として社会貢献しているという自負を持って取り組んでいます。



東日本成人矯正医療センター長
奥村 雄介

東京大学医学部卒
医学博士
昭和62年東京拘置所採用、ドイツ留学後、八王子少鑑、関東医少、府中刑務部長を経て現職

精神科専門医、司法精神
医学会評議員

矯正施設の患者の動向

刑事施設の動向

刑事施設の被収容者は、近年、高齢化を背景として、何らかの疾患を有する者の割合が上昇傾向を示しています。特に、生活習慣病といわれる高血圧症等の「循環器系の疾患」が多く、次いで、「精神及び行動の障害」、「消化器系の疾患」、「呼吸器系の疾患」、「感染症及び寄生虫症」の疾患が上位を占めています。

なお、感染症では、ウイルス肝炎に罹患しているものが最も多く、これは、特にC型肝炎ウイルスが血液や体液を介して感染する疾病であることから、被収容者の場合、覚醒剤等の使用に係る注射器の使い回しや不衛生な状況下での刺青などにより有病率が高くなっていると考えられ、矯正施設特有の傾向であると言えます。

また、被収容者の高齢化は、単に疾病の有病率の上昇にとどまらず、生活全般にわたって様々な介助を要する者の増加といった新たな課題を生じさせています。各施設では、手すりやスロープの設置といった設備面の改修、栄養補助食品の導入・治療食の種類追加等を含めた食事内容の変更、動作時限の弾力的運用などの対応が必要となっています。

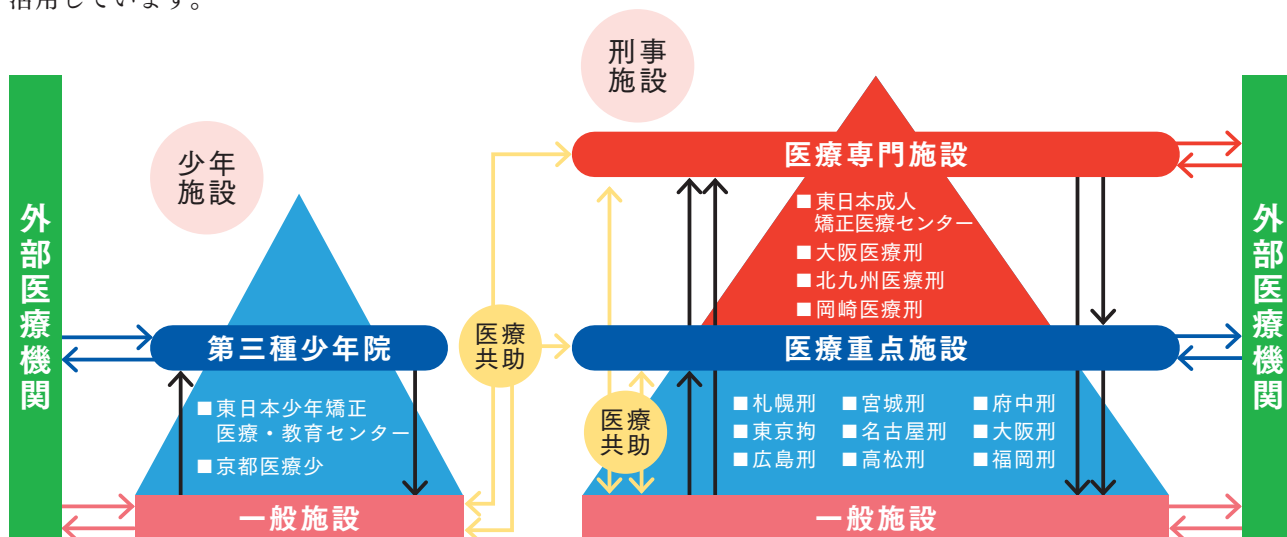
少年施設の動向

少年院、少年鑑別所の場合、高齢者はおらず、少年院に20歳以上の者を収容する場合でも法令上26歳に達するまでが限度です。したがって、身体疾患に罹患している在院者・在所者は少なく、罹患していても、例えば、鼻炎、皮膚疾患等々の軽微な疾患が多い傾向にあります。他方、精神疾患に罹患している者や発達障害を有する在院者・在所者は一定数存在しています。

少年施設の場合、在院者・在所者の成長及び発達過程等を念頭に置いた医療的措置や教育的指導を行う必要があり、刑事施設とは異なる配慮が必要とされています。

医療上の移送・共助の仕組み

全体として最も効果的な医療が行われるよう、階層化した医療システムを構築し、限られた予算・資源を有効活用しています。



矯正医療を支えるスタッフたち

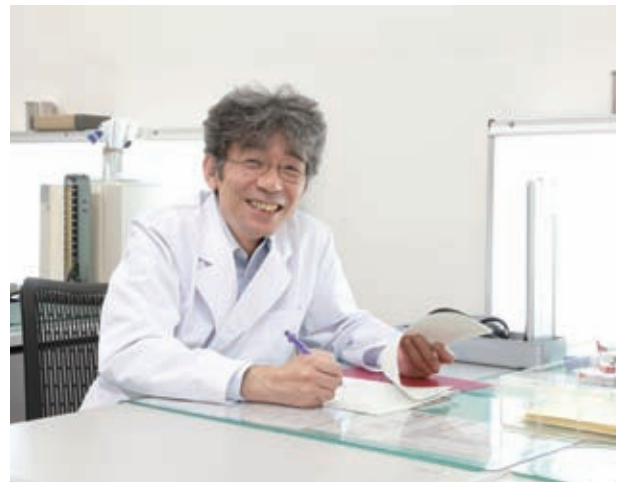
矯正施設においては、その規模や機能に応じて、医師のほか、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療従事者が配置され、再犯・再非行防止の基盤づくりと被収容者の円滑な社会復帰のため、重要な役割を担っています。

医師、歯科医師

医師は、矯正施設内に設置された診療所（病院）の管理者として、被収容者の健康診断を実施し、疾病に罹患した者に対する治療を行います。また、施設内の保健・衛生管理を行い、感染症の蔓延等を防止することも重要な役割です。

被収容者に対する医療全般について第一次的に対応しますので、総合診療医的な位置付けですが、専門科目については非常勤医師や外部病院で対応することになります。

被収容者の健康管理は、再犯防止のための各種改善指導等の基盤です。



看護師

医師の診療を補助し、被収容者である患者の療養上の世話をを行います。刑務所や拘置所には、少なくとも1人の常勤の正看護師が配置されています。

「収容」という特殊な環境の下で、「被収容者」という特殊な患者を対象としますので、規律秩序維持にも配慮しながら、精神疾患や生活習慣病などの多様な疾病に対応することが必要となっています。

塀の中でも急激な高齢化が課題となっており、介護の必要な受刑者や認知症の疑いのある受刑者が増加しています。



准看護師

矯正施設では、刑務官や法務教官として採用した者の中から選抜し、自前の准看護師養成所において准看護師資格を取得させています。このような刑務官（法務教官）たる准看護師は、保安警備の観点と医療上の観点を両立させ、医療部門と処遇・教育部門との密接な連携に寄与しています。

また、被収容者から診療の願い出があった場合、准看護師が診療の優先順位を判断することで、より適切な医療の提供や、限られた医療スタッフの負担を軽減した効率的な診療を行うことを可能としています。



薬剤師

矯正施設に設置された診療所等の薬局において、被収容者に投与する薬の調剤、医薬品の管理等を行います。被収容者は、何らかの疾病に罹患している者の割合が高く、特に刑務所では、被収容者の6割以上が何らかの投薬を受けています。

薬物依存者もいるため、被収容者への薬の投与は基本的に職員が行います。このため、個々の被収容者に対する薬剤を服用回数ごとに分包しなければならず、薬剤師の業務が重要になっています。

医療経費の増大が進む中、矯正施設では、ジェネリック医薬品の拡大に取り組んでいます。



診療放射線技師

矯正施設には、医療機器として、X線撮影装置や超音波診断装置のみならず、CTスキャンやMRI（磁気共鳴画像診断装置）が設置されている施設もあります。このため、これらの医療機器を用いて各種検査を行う診療放射線技師が配置されています。

法律では、矯正施設の長の義務として、入所（院）時健康診断、定期健康診断等の健康診断を行うことが定められており、定期健康診断については、刑事施設では年1回以上、少年院ではおおむね6月に1回以上とされており、健康診断項目には胸部エックス線も含まれています。



理学療法士

怪我や病気などで身体に障害のある被収容者に対して、主としてその基本的動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、障害の悪化の予防を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱などを行います。

被収容者の高齢化が進む中、出所後の円滑な社会復帰のためには、自立した日常生活を送れるようにすることが必要です。このため、矯正施設内でも、リハビリテーションの重要性が高まっています。



臨床工学技士

臨床工学技士は、医療機器の専門職として、生命維持装置等の操作、保守、点検などを行います。矯正施設において最も課題となっているのは、人工透析患者の治療です。人工透析が必要な被収容者を収容するための人工透析装置が整備されている矯正施設は極めて限られているところ、透析を適切に実施できなければ、生命の維持ができないことになるため、刑の執行すら困難となります。

臨床工学技士は、透析装置の操作、治療中の装置確認など重要な役割を担うこととなります。



矯正施設で行われている医療

矯正医療は対象者が被収容者であるという特色がある以外は、基本的に一般社会の医療とは異なるものではありません。傷病を有する患者に接し、診断の下に医療措置を講じます。

健康診断

矯正施設は、被収容者の健康管理を適切に行う責任を負っています。また、矯正施設では多数の被収容者を限られた空間の中で収容していますので、二次感染防止には特段の配慮が必要となります。

これらのことから、矯正施設の長は、入所（院）時健康診断、定期健康診断等の健康診断を行う義務を負っています。さらに、被収容者については、法律

により健康診断のための採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできないこととなっています。

なお、刑事施設では、これらの入所時・定期健康診断のほかに、特定健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、作業安全衛生上の健康診断なども行われています。

刑事施設における健康診断項目	入所時健康診断	定期健康診断（年1回以上）
①既往症、生活歴及び家族の病歴	○	△
②自覚症状及び他覚症状	○	○
③身長及び体重並びに視力及び聴力	○	△（体重測定は必須）
④血圧	○	○
⑤尿中の糖及び蛋白の有無	○	△
⑥胸部エックス線	△	○
⑦血色素量及び赤血球数	△	△
⑧ GOT(AST)、GPT(ALT)、及びγ-GTP	△	△
⑨血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量	△	△
⑩血糖	△	△
⑪心電図	△	△

○は必須項目、△は医師の判断により省略可能な検査項目

摂食障害治療

摂食障害とは、体重・体型へのこだわり等の心理的要因に基づく食行動異常を呈する精神疾患の一種です。主に拒食症と過食症の総称で、極端な食事制限や過度な量の食事の摂取等を伴い、それによって患者の健康に様々な問題が引き起こされます。人間関係の問題などの心理的ストレスに対する耐性不足や、社会適応性の未発達、コミュニケーションの不全などが原因とされており、依存症と類似した側面もあります。

摂食障害患者の約6割から8割には、リストカットのような自傷行為、アルコール・薬物の乱用、重篤な爪かみ、抜毛といった行為が見られます。また、

昨今、摂食障害と常習万引きの関連性について注目されています。

摂食障害の患者は、不合理な思考にとられる性格傾向（強迫傾向）が強く、食行動の異常を指摘されても認めなかったり、認めても行動の修正は非常に困難です。矯正施設では、被収容者に対する食事の給与量が決まっているため、過食といった事態は発生しにくいですが、食事を隠匿して居室に持ち込む、摂取した食事を嘔吐し、再度食べるなどの異常行動を取る者もいます。

治療としては、行動制限を用いた認知行動療法などが行われています。

手術

東日本成人矯正医療センター及び大阪医療刑務所では対応できる患者の手術を行い、一部の大規模刑事施設では比較的low侵襲な手術が必要な患者への対応を行っています。

矯正施設では、一般・消化器外科（食道癌・胃癌・大腸癌・肝臓癌・膵臓癌・胆石症・ヘルニア・痔疾患など）、内分泌外科（甲状腺疾患・乳癌など）、胸部外科（肺癌・気胸・縦隔腫瘍など）、泌尿器科（腎癌・膀胱癌・TUR など）、血管外科（シャント作成術など）、整形外科、産婦人科、皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科、口腔外科などの手術や、内視鏡的治療（EMR・ESD・EVL・EIS など）などが行われています。

術前管理、術中管理（全身麻酔・硬膜外麻酔・腰椎麻酔など）、集中治療室での管理を含めた術後管理が関係各科の専門職員による緊密な協力体制のもとで行われています。

また、癌などの悪性疾患に対しては、術前・術後化学療法を含めた集学的治療を行っています。



緩和ケア

昨今の矯正施設では、高齢受刑者の増加とともに慢性疾患の割合が増加し、受刑中にがんなどの慢性疾患に罹患し、あるいは検査により発見されて、その後、死亡する患者が増えてきています。それらの者たちは、病気を治して改善更生・社会復帰するという通常の疾病受刑者の一般的な道が閉ざされているといえます。

一般社会では、こうした治療の見込みのない患者に対して、患者や家族の同意の上で、結果的には効果のない積極的な治療よりも、残された人生をより良く生きられるように患者を援助し、身体の痛み等の不快な症状の緩和とともに心の痛みにも目を留めて、全人的ケアを行うという「緩和ケア」の考えが認知され、理解が徐々に広がりつつあります。

こうした流れは、矯正施設においても例外ではなく、近年は、終末期医療にも取り組んでおり、緩和ケア専門医師を非常勤で配置し、医療用麻薬やステロイド等を併用したりすることにより、患者の症状を緩和し、終末期であっても患者の希望があれば、入浴や運動を実施し、行事に参加させています。



Q 矯正施設では、どのような診療が行われているのですか。

A 基本的には、一般の診療と異なることはありません。成人では生活習慣病（高血圧、糖尿病等）、腰痛症、不眠等の精神疾患、少年では、ぜん息等呼吸器系疾患の患者が多く見られ、これらの疾患に対する治療や健康診断などを行います。

Q 国が国民の税金で被收容者に医療を提供しなければならないのですか。

A 強制的に身柄を拘禁する以上、被收容者に対する医療は、国の責務です。被收容者が心身の健康を回復することは、再犯防止のための大きな一歩ですし、心身の疾患等を一因として犯罪に及んでいた場合、適切な医療措置を講じること自体が改善更生を図ることになります。このように、矯正医療は、刑事政策上も重要な意義を有していますので、ご理解をお願いします。

Q 被收容者の診療は、全てその施設の中で行わなければならないのですか。

A 被收容者を確実に拘禁することは矯正施設の最低限の任務ですので、可能な限り施設の中で行うことが望ましいところですが、施設内で対応できない専門的な検査や治療が必要な場合には、被收容者を矯正施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは入院させるなどして対応することもあります。

Q 高度な最先端医療も行われているのですか。

A 法律では、「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生及び医療上の措置を講ずるものとする」とされています。社会一般の「水準」とは、一般社会の病院や診療所に求められる水準のことであり、それ以上の医療上の措置まで求められているものではありませんので、高度な先端医療を提供することまでは含まれていません。

Q 医療スタッフが、受刑者や非行少年から脅されたり暴行されたりすることはありますか。

A 診療には、刑務官や法務教官が付き添うことになっていますので、脅されたり、暴行を加えられるような心配はありません。男性受刑者がたくさん収容されている刑事施設で活躍している女性医師もおり、社会の病院よりも、むしろ安全かもしれません。

Q 医療費を抑制すべきではありませんか。

A 被收容者の医療費は税金でまかなわれていますので、必要な医療措置は講じつつも、可能な限り医療費を抑える工夫をすることが重要であると考えています。このため、不必要な薬は投与せず、使用する薬も可能な限りジェネリック医薬品を活用するようにしています。また、外部医療機関を受診させる場合も、経費の安価な病院を選定することに努めています。

お問い合わせ先

■ 北海道地区

法務省 札幌矯正管区 矯正医事課
〒007-0801 札幌市東区東苗穂 1-2-5-5
TEL : 011 (783) 3911
E-mail:sapporo.kyousei.ijika@gmail.com

■ 東海北陸地区

法務省 名古屋矯正管区 矯正医事課
〒461-0011 名古屋市中区白壁 1-15-1
TEL : 052 (971) 5961
E-mail:nagoya.kyousei.ijika@gmail.com

■ 四国地区

法務省 高松矯正管区 矯正医事課
〒760-0033 高松市丸の内 1-1
TEL : 087 (822) 4455
E-mail:takamatsu.kyousei.iji@gmail.com

■ 東北地区

法務省 仙台矯正管区 矯正医事課
〒984-0825 仙台市若林区古城 3-23-1
TEL : 022 (286) 0111
E-mail:sendai.kyouseiijika2@gmail.com

■ 近畿地区

法務省 大阪矯正管区 矯正医事課
〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67
TEL : 06 (6941) 5751
E-mail:osaka.kyousei.iji@gmail.com

■ 九州地区

法務省 福岡矯正管区 矯正医事課
〒813-0036 福岡市東区若宮 5-3-53
TEL : 092 (661) 1137
E-mail:fukuoka.kyousei.ijika@gmail.com

■ 関東甲信越静地区

法務省 東京矯正管区 矯正医事課
〒330-9723 さいたま市中央区新都心 2-1
TEL : 048 (600) 1500
E-mail:tokyo.kyousei.ijika@gmail.com

■ 中国地区

法務省 広島矯正管区 矯正医事課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30
TEL : 082 (223) 8161
E-mail:hiroshima.kyousei.ijika@gmail.com

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務省矯正局 矯正医療管理官室 TEL : 03-3580-4111 (代表)
E-mail:kyouseikan@i.moj.go.jp

ホームページでも情報を提供しています。

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SAIYO/>

